

議案第18号

町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和3年3月4日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものである。

鶉久保地区
20号支線
起点 おいらせ町鶉久保山117番地582 地先
終点 おいらせ町鶉久保山117番地584 地先
延長 52.3m

根岸18号線
起点 おいらせ町東下谷地28番地10 地先
終点 おいらせ町東下谷地28番地4 地先
延長 49.4m

木崎13号線
起点 おいらせ町間木123 地先
終点 おいらせ町間木126番地1 地先
延長 167.3m